慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデンにおける新児童福祉法： 一九六〇年法律第九七号「児童及び少年の公的保護に関する法律(Lag om samhällets vård av barn och ungdom : barnavårdslag)」の翻訳
Sub Title	Child welfare act of Sweden 1960 (the translation and its comments)
Author	宮沢, 浩一(Miyazawa, Kōichi) 坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.11 (1965. 11) ,p.51- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19651115-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデンにおける新児童福祉法

一九六〇年法律第九七号「児童及び少年の公的保護に関する法律 (Lag om samhällets vård av barn och ungdom ——barnavårdslag——)」の翻訳

宮沢浩一
坂田仁

解題

一 はじめに

本法については「スウェーデンにおける非行少年問題とその対策(本誌三五巻八号一三頁)」でふれたことがある。[1] この論稿は一九六二年四月に、私(宮沢)が少年犯罪に対する施策において極めて進歩した制度をもつスウェーデンを訪ねて得た知見に基づき、主として少年行刑に関してまとめたものである。事前に、坂田仁君(家庭裁判所調査官)と Ola Nyquist, Juvenile Justice, 1960 (紹介、本誌三五巻八号一〇〇頁以下) について研究したことは大変有益だつた。

ストックホルムでは刑務局のラルソン氏 (Larson) の助力で各種の施設についてそれぞれ専門家に紹介されたことは幸いであつた。

この訳文の原本はストックホルムの旧市内にある少年犯罪研究所にエルヴィン女史 (Ellwyn) を訪ね、少年犯罪の実体等について説明をうけた折、供与されたものである。本法を翻訳する際には、行政的な解決、殊に少年福祉学校等についての細かい疑問点を検討するに当つて、社会庁児童福祉局のトラウング夫人 (Traung) の案内で見学した施設での経験と、その折の説明を書きとめたメモによつて解明することが出来た。

帰国後、右の新法を訳出し、厚意にあふれたスウェーデンの人々に応えたいと思いつゝも長い間はたすことが出来なかつたところ、坂田君の絶大な御努力、御協力を受け、こゝに全訳を公表するはこ

びに至つたことは、誠に喜びにたえない。

従来、スウェーデンの法律制度について余りにも研究がなされていないので、言語の問題はもとより、資料的にも幾多の困難があつた。幸いにして、旧師E・シュミット教授の御紹介をうけ、ストックホルムの司法省参事官ゲルハルト・シムソン氏（Gerhard Simson）と連絡をとることが出来、数々の助言と協力が得られ、私達とほゞ同じ頃にペンシルバニア大学のセリン教授の手になる英訳が進行中であることも知つた。在日スウェーデン大使館の副領事オロフソン氏（Olofson）は旧法の英訳等の貴重な資料の数点を下さつた。本年七月ストックホルムの社会庁のマルムクヴィスト氏（Malmqvist）から、前述のセリンの英訳等の資料が送られてきた。私共の仮訳をこれと対照した結果、大体に於て間違いのないことを確認したのでこゝに公表する。勿論、昨年暮に、仮訳の完成を機会に疑問点を五〇数項目、シムソン氏にあてて出し、すべてについて丁寧な回答に接していたことが大きな力であつたことを明記しなければならない。これらは各章ごとに附する訳注の中に活用する。

なお、外務省経済局勤務の矢嶋由哉君（旧宮沢研究会員）は本稿の整理、清書等で非常な協力をしてくれた。

私共のこの仕事は以上にあげた多くの人々の善意と助力の御蔭で成立した。こゝに特記して謝意を表する所以である。

（1）そこでは、一九六一年児童福祉法と書いてあるが、正しくは一九六〇年四月二九日公布、翌一九六一年一月一日施行である。

二　改正の経緯(1)

スウェーデンの法制度を考える場合に、スカンジナビア諸国に共通する地方自治についての確固とした伝統を度外視することは出来ない。スウェーデンにおいては、最小の行政単位はコミューンとよばれ、一〇〇六（都市一二三二、農村八七三）に分かれる。これらのコミューンが独自の自治活動を行なつて居り、従つてその内部の児童・少年に関する事柄は各コミューン内に組織された児童福祉委員会(2)の手に委ねられることを原則とするのである。

例えば、一九五六年に児童福祉制度審議会の討論で、少年裁判所制度の導入が否定されたが、その理由としては「コミューンのレベルで少年裁判所制度を採用することは不可能であり、数々のコミューンにわたつた少年裁判所を創設しなければならない。ところが、それによるとコミューンの自治決定権が否定されるおそれがある(3)」ということであつた。

さて、スウェーデンにおける児童福祉法の起源は貧民救済に関する法律の中に求められる。例えば、社会的保護、児童の保護、孤児、遺棄された子供に関する規定がそれである。

一九〇二年には児童の保護に対する関心の高まりによつて、里子保護法(4)が制定され、七歳未満の者で親権者等の法的義務ある者以外の者に養育されている、いわゆる里子に対し公的機関の監督が法制化され、不道徳な児童及び道徳的観点からみて放任されている児童に関する法律(5)によつて、地域社会がそれらの児童の中、原則として一

五歳未満の者に介入する権限を与えられた。これは、環境の規制を主目的とし、場合によつては児童を家庭から引き離し、個人の家庭での保護、あるいは児童ホーム又は矯正ホームでの矯正・保護の実施を狙つたのであつた。

一九一八年には生活保護法[6]が制定され、経済的事情で保護を必要とする児童に対する公的扶助が規定され、一六歳未満の少年であれば、その理由のいかんに拘らず実際上扶助の必要があるとき、扶養、保護、教育を公の立場で行ないうるための法律的基礎が定められたのである。

一九二四年には児童福祉法[7]が公布され、画期的な転機をもたらした。①里子保護に対する公権的監督、②不道徳化・不良化のおそれのある少年を含む非行少年に対する介入、③家庭外の保護を必要とする少年に関する措置の整備という三つの目的をかゝげ、従来、実際上の運用面で異なつた各種の機関に分担されていた機能が児童福祉委員会に集中することになつた。しかし、児童福祉委員会を設置することはコミューンに対し義務的なものではなく、公的扶助委員会をもつて児童福祉委員会に代わることを許す規定が見られる(旧法第七条)。

一方、虐待や放任により、両親の家で肉体的・精神的な健康に対する危険にさらされている児童を保護することも、その任務に含ましめるよう、公的児童保護の領域の確実な拡大もはかられた。このように、児童福祉委員会の権限は強化され、児童福祉活動の諸側面において、保護児童の釈放等について、児童福祉機関は児童福祉委員会の指導・監督の下に重い責任を課せられることになつた。さらに、コミューン内の児童保護の監督、児童ホーム、保護ホーム、児童保護に関する公的費用の負担について本法にはこれらを特に規制する規定が置かれている。

一九二四年の児童福祉法はその後数次にわたる部分的改正をうけたが、それらの中、特に一九三四年、三六年、四五年になされた改正が主要なものである[8]。

一九三四年の改正は非社会的な(asocial)少年について一八歳から二〇歳までの者に対して介入するべく権限を拡充した。一九三六年の改正は矯正ホーム制(protective home system)の施設を整備した。一九四五年の改正は①児童保護のための施設に対する監督方法の改良をはかり、児童ホームについては機構の確立と経済的基盤の充実をはかり、②里子に出された子供の規定に関しては、里子の概念を拡充し、その監督を強化したのである。

一九六〇年の新法は従来の児童保護制度に対する大改正を意図したものではなくて、大綱に於て変化はない。但し、数次の改正で、かなり体裁の点で寄せ木細工のようになつたのを大幅に整理し、概念や用語の統一をはかつている。勿論、旧法の中の不備な個所を改めているものも少なくない。両親と子供を委員会に出頭せしめたり、弁護人の選任を命じ、自由の制限される場合には弁明の機会を与える等の配慮がなされている。全体としてみると、児童・少年の幸福実現を中心に据え、手続における正義と公正の保障に重点を置いた改正といつてよいであろう。

なお、本法施行後四年間に三度、左記の法律による部分改正が行われている。その一は、一九六四年四月三日法律第六七号、その二は、一九六五年五月一四日法律第一三四号、その三は、一九六五年五月三一日法律第二六一号である。このうち、その一と三とは、セリン教授の英訳に採り入れられているが、その二は採り入れられていない。これらは、翻訳本文の中で明らかにしてある。

(1) The Child Welfare Act of Sweden, 1965, p. 5 のロマンダーの解説を参照した。

(2) Nyquist. op. cit., p. 24 によれば一九五九年には一〇三二の児童福祉委員会があるという。

(3) Nyquist, op. cit., p. 154.

(4) 一九〇二年六月六日公布の Lag om fosterbarns vård.

(5) 一九〇二年六月一三日公布のLag angående uppfostran åt vanartade och i sedligt avseende försummade barn

(6) 一九一八年六月一四日公布の Lag om fattigvården

(7) 一九二四年六月六日公布の Lag om samhällets barnavård och ungdomsskydd (barnavårdslag).

(8) ここではこれらの改正の経緯の詳細についての検討を、今後の努力目標として留保しておく。資料としては Ny barnavårdslag. 1956 を持つているということだけを書いておく。

三　新法における改正点

以下において、我々は、各章毎に新児童福祉法と旧児童福祉法との比較をこころみることにしたい。

新法の基本的な特色は、第一に、児童福祉法に基づく事件処理手続の各段階において、児童の利益保護を厚くしていることであり、第二に、児童の利益保護からも当然要請されることではあるが、児童福祉法の各手続規定の精密化ということである。この二点が、旧法から新法への個々の条文の変化に強く影響しているとみとめられる。なお、新旧両法の比較の便に資するため、別表を作成した。

新法の第一章は、旧法の第一章（児童福祉委員会）の一部と第二章（社会的児童福祉の監督）とにあたる。旧法では、第一章の中で、児童福祉委員会の構成、職務、手続等を一括して規定しているのに対し

新・旧児童福祉法の章別対照表

新　　法		旧　　法
第一章	総則	第一章の一部，第二章
第二章	児童福祉委員会	第一章
第三章	児童福祉委員会における事件手続	第一章
第四章	児童福祉委員会の介入	第三章
第五章	措置決定を受けた者の処遇	第四章
第六章	公的保護の終了	第六章
第七章	里子保護等	第七章
第八章	児童福祉施設	第五章
第九章	少年福祉学校	第五章
第十章	保護経費の補償を求めるコミューンの権利	第八章，第九章
第十一章	審査請求事件に関する州庁での手続	第三章の一部
第十二章	異議の申立	第十一章
第十三章	罰則及び特別指示	第十章
第十四章	放任によつて悪化させたことに対する措置	第九章の一部

て、新法では、第一章を総則とし、児童福祉委員会を始めとして、コミューン、州庁、社会庁、医務庁という児童福祉に関係のある機関の児童福祉に関する職務を一般的に規定している。そして、この章の冒頭には、児童福祉の中心目標が、日本の少年法第一条、児童福祉法第一条と同じ意味合いで新設されている。

第二章は児童福祉委員会の構成について規定している。旧法第一章によれば、児童福祉委員会は、牧師、教師、公的扶助委員会の委員、医師（町のコミューンの場合）、児童福祉に熱意と関心とを有する者二人で構成されることになつていた。これに対して、新法は、委員の被任命資格を一切廃して、委員の選任の手続を規定するに止めている。

旧法においては、児童福祉委員会への法律家の参加は任意となつていたが、新法では、それを義務的なものに改め、法律家を委員として参加させない場合には、他の方法で法律家を委員会の討議に参加させる機会を設けるべきことを定めている。児童福祉委員会に法律家を参加させるか否かということは、古くから争われていたことであり、同じ北欧のノルウェーの児童福祉法には、委員会に法律家の参加すべき場合が規定されている。[1] この点に関するスウェーデン国内の論議は、法律家の参加に消極的であつたかに思われる。[2] しかし、新法は先にあげた手続面での少年の利益保護の面から、法律家の参加を定めることになつたのである。[3]

第三に、新法は、旧法に比して委員会の議長の権限を拡大し、迅速な措置を要する事件について委員会の敏速な活動を可能にすることを目指している。旧法に掲げられている委員会の議長の権限は、記録の保管、議事録の管理等、事務的なものが主であつた（旧法第一一条）。

第三章は、委員会の事件手続に関するものである。旧法の手続については、その実態が多くの批判にさらされていた。例えば、事件についてなされる委員会の調査は正確さを欠く、或いは、弁護人を選任するのは異例である、[4] などである。これらの点について新法では、それぞれ明文をおいて批判にこたえようとしている。本章で新設されたと考えられる、一五歳未満の児童の調査に際してはその親も同時に呼出すことを定めた第一五条第三項、第一八条の家庭訪問調査、第二〇条第三項の調査の際の親の立会権の明定などは、いずれも、事件手続が適正に行なわれ、少年の手続上の利益保護を強化する方向の改正であるということができる。新法では、旧法がわずか数ヵ条の中に規定していたことを、一つの章（一一ヵ条）にまとめたのであり、第一一章に審査請求事件手続の規定をおいたことをも考え併せると、今回の改正が児童の利益を保護するために、いかに手続規定の精密化に気を配つているかを知ることができる。

第四章は、旧第三章（児童及び少年の措置決定並びにそれと関連する児童福祉委員会の活動）に該当する。これは、いずれも児童福祉委員会が介入する要件と介入の措置とを定めたものである。この要件は、(1)一八歳未満の被虐待児童等、家庭に問題のある児童、(2)二一歳未満の犯罪少年、麻薬、アルコール耽溺少年を含む非行児童であり、旧法第二二条と比べて、(1)の年齢限界が一六歳未満から一八

歳未満に引上げられている点を除いては、ほとんど変化はない。ただ注意をひくのは、新法には、犯罪を行なつた者という旧法にはなかつた文言が入れられており、犯罪少年の児童福祉法の領域への取込みの一歩前進が図られているのではないかと推測されることである。なお、新法の英訳本の解説によれば、一八歳以上二一歳未満の犯罪少年は概ね刑事手続で処理されているとのことであり、[5] この面では、我が国の制度よりも遅れていると言い得るであろう。

上記の要件を備えた児童に対して児童福祉委員会のとる保護措置には特に変化はない。児童をその家庭から切り離して処遇する公的保護の措置決定が第二九条に規定されているが、これは、旧法では矯正保護教育と呼ばれていた。旧法では、この他に、放任児童、要扶助児童のための措置として公的保護を別に規定していた（新法第三一条にあたる）。新法は、この両者を併せて公的保護と呼ぶことにしたのである。その理由は「発生的、形式的には、放任児童等のための措置の根拠と、非行児童等のための措置の根拠とは異なるのであるが、実際にその両者を区別するのは困難であり、現実的な理由から混用されている面もある。しかも、矯正保護（skydd）という語が刑事法の領域で用いられているのと混同されるおそれがある」[6] ということである。

また、新法は、旧法の一時保護の規定にかえて、調査のための措置決定の規定をおいている。これは、警察による逮捕を避け、それに代わる措置であり、[7] 時間的な制限が附せられている。

第五章は旧法第四章（措置決定を受けた者の処遇）にあたる。新法第三五条が処遇の目標として掲げていることは、旧法の掲げる目標（社会の有用なメンバーにするのに必要な処置を与える）に比べ、児童個人の利益に重点を移しているように思われる。

また、前述したように新法は非行児童等と放任児童等との措置決定の差を廃しており、従つて、処遇内容にも差を設けていない。新法第三六条第二項にいう処遇原則は、放任児童等に対する旧法の原則（第三四条第一項）を非行児童等へも拡大したものである。

第六章は旧法第六章（釈放等）に相当する。ここでも、新法は旧法の二本立の規定の仕方をやめ、公的保護一本にして規定を設けている。しかし、実質的な変化はほとんどない。

第七章は、旧法第七章（里子保護等）にあたる。旧法では、里子を預かることについて、一歳未満の児童の場合は許可制をとり、一歳以上一六歳未満の児童の場合は、届出制をとつていた。これに対し、新法は、全面的に許可主義をとり、旧法の原則を大きく変更している。これと関連して、新法は里子仲介業務を行なうことを制限し、また、児童福祉委員会の許可を得て里子に出された児童については、その両親が正当な理由なしにその児童を里親の家庭から取戻すことを規制している。[8]

第八章、第九章は、旧法第五章（児童福祉施設並びに児童及び少年のための福祉学校）に相当する。旧法では、前述の通り、非行児童等と放任児童等とに分けて規定しているのに対し、新法は、少年福祉学校に入れなければならぬ者とそれ以外の措置で充分な者とに分けて規定している。第八章は、非強制的性格の施設処遇を扱い、第九章

は、強制的性格をもつた施設処遇を扱つている。しかし、少年福祉学校の処遇も、個人の家庭での処遇を可能にするための条件をつくり出すために行われ、なるべく早期に施設外の処遇方法を用いるべき旨規定されている。

少年福祉学校からの退院については、旧法では条件付退院の制度が存したが、新法ではそれを公的保護の条件付終了にゆずり、少年福祉学校の処遇そのものを、校内または校外で、状況に応じて変更できるように配慮している。[9]

なお、少年福祉学校への生徒の分類収容の基準は、性別、年齢、教育程度、知能である。現在活動している少年福祉学校は、全部で二四校になるが、それを対象者の面から分けると次の通りになる。

(1) 学齢期の児童用の施設（男子用6、女子用1）
(2) 一五歳以上の男子児童用の施設（8）
(3) 一五歳以上の女子児童用の施設（7）
(4) 精神的な障害のある児童のための施設（男子用1、女子用1）

(2)、(3)については、学業指導を主体とするものと、職業補導を主体とするものとに分かれている。学業指導を主体とするものには、非常に才能のある者を対象とするものが含まれている。[10]

第十章は、旧法第八章（社会的児童福祉の費用）、第九章（個人の費用支払責任及び労働義務）にあたる。新法は、旧法が児童福祉の費用と個人の費用補償義務とを分けていたのに対し、この両者を一つにまとめて整理している。そして、旧第九章の労働義務に関する部分（旧法第七二条）は、新法第一四章第一〇〇条を新設して、それらに移している（後述参照）。

第一一章は、旧法第三章の一部（第二五条、第二六条）にあたる規定で、児童福祉委員会の事件手続に関する規定の精密化に応じるものである。本章は、第二四条第二項を受けて、審査請求事件についての州庁での審査の手続を詳細に規定している。これによつて、旧法の手続規定の不充分さを補い、更に州庁の権限等について若干の変更を加えている。

第一二章は、同じく異議申立を扱つた旧法第一一章に相当する。新法の異議申立は、児童の保護を専ら中心とし、児童への不利益処分等異議申立のできる場合を明定している。旧法では、旧法第七二条の場合に対する異議申立をもここに規定していたが、それは削除してある。

第一三章は、旧法第一〇章（罰則及び特別指示）にあたる。特に変化はないが、児童福祉業務に携わる職員の秘密保持の義務が新設された他、児童福祉委員会が警察の援助を求めるときの条件等が旧法の場合よりも明確に規定されている。

第一四章は、旧法第九章第七二条を独立させたものである。実質的変化はなく、社会救助に関する法律からの準用規定に増減がある程度である。この章はその後、一九六四年の改正によつて削除されている。

(1) ノルウェー児童福祉法第五条
(2) Nyquist, op. cit., p. 154
(3) The Child Welfare Act of Sweden, p. 3.

(4) Nyquist, op. cit., pp. 66-71.
(5) The Child Welfare Act of Sweden, pp. 8f.
(6) SOU 1956:61, Ny Barnavårdslag, pp. 122-5.
(7) The Child Welfare Act of Sweden, p. 9.
(8) ibid., pp. 9 f.
(9) Lars Bolin, Measures to Combat Juvenile Delinquency in Sweden, 1961, p. 13.
(10) Cristina Ellwyn, The Treatment of Young Delinquents in Sweden, (mimeograph) pp. 3 ff.

補註　新児童福祉法を中心とする最近のスウェーデンの制度の紹介としては、黒川慧「スエーデンの少年非行対策行政機構」(青少年問題一一巻九～一〇号）がある。

児童及び少年の社会的保護に関する法律

（児童福祉法）

一九六〇年四月二九日
ストックホルム宮殿で公布

第一章　総　則

第一条　児童及び少年の社会的保護（児童福祉）は、少年の健全な成長を促し、彼らのためによい成育条件を維持することを目的とする。

第二条　各コミューン（kommun）は、以下に規定されるところに従い、コミューン内の児童福祉に注意し、また、適切な設備をととのえ、措置をとることによつて、第一条に掲げる目的のために活動しなければならない。

各コミューンに児童福祉委員会（barnavårdsnämnd）を設置するものとする。児童福祉委員会は、一五歳以上の少年の事件を扱う際には少年委員会（ungdomsnämnd）と称することができる。

第三条　児童福祉委員会は、コミューン内の児童及び少年の生活情況に熟知していなければならない。その際、精神的もしくは肉体的な健康及び素質、家庭及び家族の情況、並びにその他の諸環境にてらして好ましくない方向に成長するおそれがあると思われる未成年者に特に注意しなければならない。

児童福祉委員会は、コミューンの児童福祉を望ましい方向に改善するよう活動しなければならない。その場合、必要かつ可能な限り、児童及び少年のためによりよい余暇情況を整備するように努めなければならない。

児童福祉委員会は、少年の自主的な団体が実行する活動であつて、個人の成長をはかり、社会的な規律を強めるものを援助しなければならない。[1]

児童福祉委員会は、委員会の活動と関係のある種々の問題について住民に助言及び情報を与えなければならない。

児童福祉委員会は、コミューンの児童福祉に関する財産の管理

が他の委員会（nämnd）または特別な行政機関（styrelse）に委ねられていない限り、その財産を管理しなければならない。

児童福祉委員会は、自ら、またはその代表者を通じて、その活動と関係のあるすべての訴訟事件及び事件に関するコミューンの訴訟上の要求を追行しなければならない。[2]

児童福祉委員会はまた、コミューンの児童福祉に関連をもち、かつ、その管理及び実施に属すべき事項についても配慮しなければならない。

第四条　各州庁（länsstyrelse）[3]は、州内での本法の適用について厳密な注意を払い、児童福祉がその目的に沿つて整備され、運営されているか否かを監視しなければならない。

州内の児童福祉委員会が未成年者について必要な措置をとるのを怠つていることを発見した場合、州庁は、委員会にその義務を果たすよう命じなければならない。コミューンが責任をもつ州内の児童福祉に関して好ましくない状態が明らかになつた場合、州庁は、その改善に必要な措置をとらなければならない。

第五条　社会庁（socialstyrelsen）[4]は国内の児童福祉活動に注意を払い、助言及び勧告によつて、それが目的に沿つて整備、改良されるように活動し、第八章に規定する児童福祉施設を監督しなければならない。

第六条　医務庁（medicinalstyrelsen）は児童及び少年の保護に関し医学的見地から助言及び勧告を与えなければならない。

（1）　一九六五年五月一四日法律第一三四号により本項追加。

（2）　原語は talan。これは、特定の事項について裁判所の判決を求める当事者の訴訟上の要求をさす。児童福祉委員会の手続の中にも屢々使われているので、文脈に応じて、申立、不服申立、異議の申立等の訳語をあてた。

（3）　スウェーデンは、ストックホルム市を除き二四の行政区劃（州 — län —）に分けられており、州の行政は中央政府の任命する州知事を首長とする州庁が行なつている。

（4）　スウェーデンの中央行政組織は政策決定の中枢である department（省）とそれに所属する行政執行機関の styrelse（庁）とに分かれる。児童福祉行政は主に社会庁内の児童福祉局（barnavårdsbyrå）及び学校局（skolbyrå）によつて扱われている。社会庁の上級官庁は社会省（socialdepartementet）であり、社会福祉の分野の立法を主掌し、社会福祉行政上の争訟の最終審査機関でもある。

第二章　児童福祉委員会

第七条　児童福祉委員会の委員（ledamot）及び補充委員（suppleant）はコミューン議会（kommunens fullmäktige）[1]によつて、議会の定める数だけ選出される。しかし、委員の数は五人未満であつてはならない。可能なかぎり、法律の専門知識が委員会で代表されることを要する。

選出は、全選挙人の数を選挙されるべき者の数で除した場合に得られる数に一を加えた数に応じる選挙人が要求する場合には、比例制で行なわれる。かかる比例制選挙の手続については別に定める。

補充委員の選出が比例制で行なわれない場合には、その職務に補する順序を定めなければならない。

第八条　児童福祉委員会については、コミューン法（kommunallag）[2]第三二条ないし第四二条のコミューン行政庁（kommunens styrelse）[3]に関する規定を準用するものとする。但し、コミューンの事務に従事する公務員（befattningshavare）[4]は、その職務上、児童福祉委員会の委員又は補充委員になることはできない。また、本法第一四条第三項による場合を除き、出席した委員の名簿並びに各事件についての決定及び決定の理由以外の事項を児童福祉委員会の記録にとどめることを要しない。

第九条　児童福祉委員会は、コミューン議会及びコミューン行政庁に対して必要な提案をしなければならない。また、児童福祉委員会は、コミューン行政庁、その他の委員会及びその調査専門職員（beredningar）[5]並びに公務員から情報及び説明を求めることができる。

児童福祉委員会は、児童福祉に関係のある諸官署、諸施設、諸団体等と協力することを要する。

未成年者の保護または後見に関して、なんらかの措置をとることを要すると考える場合、児童福祉委員会は、この点について管轄権を有する裁判所に対し通告（anmälan）又は申請（ansökan）をしなければならない。

第一〇条　児童福祉委員会は、必要に応じて特別な専門家に委員会の討議に参加することを求め、委員会で職務を行なう者として指名し、また、その他必要な場合にその援助を受けることができる。

法律的知識の必要性が委員会の中で満たされないときには、委員会は法律の素養ある者の援助を求めることを要する。

コミューンが児童福祉委員会及びその他のコミューンの行政または執行機関に共通な職務を設けることを決定した場合には、その職務をそのコミューンの制定する特別な条例（ordning）に加えることができる。

第一一条　児童福祉委員会の審査の開始をまつ余裕がなく、危険または重大な支障の起こり得る場合には、委員会の議長は、

(1)　第四章または第五章に従い委員会の権限に属する措置をとることができる。

(2)　第四三条に従い、条件付停止後に再度、公的保護（samhällsvård）の措置をとる旨の決定を宣告することができる。

(3)　第四六条第二項に規定する決定、第四七条に規定する許可、または第五〇条もしくは第五一条に規定する禁止を宣告することができる。

(4)　児童保護官（barnavårdaman）[6]を指名することができる。

議長が前項の規定に基づいてなした決定は直ちに基準として役立ち、事後の委員会の審査のあるまで効力を有する。この決定は、その直後の委員会の会議に報告されなければならない。

決定が第二九条もしくは第三〇条による措置決定または第五〇条による禁止に関連するものである場合には、議長はその事件に

ついて決定するために、直ちに、委員会を招集しなければならない。この場合、委員会の会議は、遅滞なく、おそくとも議長の決定の日から一〇日以内に開かれなければならない。

第一二条　コミューン議会が定めるところにより、児童福祉委員会は、委員会の中に特に設けた部局、委員会の委員またはコミューンの事務に従事する公務員に、委員会のために、ある種の問題の処理を委任することができる。この種の問題の内容は議会の決定の中で明らかにされなければならない。委員会は、全会一致の決定によるのでなければ、左記のことをすることはできない。

(1) 定められた過料（förelagt vite）を科すこと。

(2) 第二六条第二項、第三項もしくは第四項もしくは第二九条もしくは第三〇条により必要な措置を講じること、または少年福祉学校への収容の提案をなすこと。

(3) 第四六条第二項に規定する決定、第四七条に規定する許可または第五〇条もしくは第五一条に規定する禁止を宣告すること。

(4) 第一〇〇条による命令を宣告すること。[7]

(5) 親権者法（föräldrabalk）[8]、児童扶助法（lag om allmänna barnbidrag）[9]第四条第二項もしくは第五条または児童生活費補助法（bidragsförskottslag）[10]第一一条第一号、第三号、第一二条第二号もしくは第一七条第二項の規定により委員会の権限に属する事項を実行すること。

(6) コミューン議会に意見を提出し、提案をなすこと。

第一項による委任に基づいてなされた決定は、その直後の委員会の会議に報告されなければならない。

第一三条　本章の規定はストックホルム市には適用しない。同市に於ける児童福祉の組織に関しては、市議会（stadsfullmäktige）の提案により国王の制定する特別規定が適用される。

その他のコミューンに於ける組織が本章の規定によつては、適正に構成することができないときは、国王はコミューン議会の提案に基づいて例外を認めることができる。

(1) コミューンの民衆の直接選挙によつて選出される。定員はコミューンの人口により異なる。

(2) コミューンの構成、職務、課税権等を定めている法律。

(3) コミューン議会の選出する定員五人の委員で構成するコミューンの最高行政機関。この下に様々の専門部局が属し、その執務を補佐する。

(4) 公務に従事する者の総称。スウェーデンには、トイツ流の Beamte と Behördenangestellte との区別は存在しない。

(5) 決定機関がある事項について決定する以前に、当該事項について調査、検討を行なう機関。

(6) 親権者法に規定されている未成年者の保護を担当する者。児童保護官を指名する最も重要な場合は、非嫡出子の場合である。非嫡出子の権利（例えば扶養を求める権利）を守るために多くの場合、コミューンの公務員が指名される。嫡出子については、通常、児童保護官は指名されないが、離婚の場合等には指名される。

(7) 一九六四年四月三日法律第六七号により削除された。従つて本

訳の(5)、(6)は同法によりそれぞれ(4)、(5)と繰上つている。

(8) 一九四九年六月一〇日公布。親権及び後見に関する規定をもつ。これと婚姻法（gifftermålsbalk）とでスウェーデンの親族法を構成する。

(9) 一九四七年二月二六日公布。本法によりスウェーデン国内に住所を有する一六歳未満の児童は三ヵ月毎に国から年金の支給を受ける。年金は、原則として母親に支払われる。年金の金額は年々増額されている。

(10) 一九四六年六月一一日公布。扶養義務者が生活費の支払いをしない場合に、国が一定の要件のもとに児童の生活費の立替払いをすることを定めた法律。正式には「児童の生活費の立替払に関する法律」（lag om förskottering av underhållsbidrag till barn）という。

第三章　児童福祉委員会における事件手続

第一四条　申請その他の方法に基づいて問題を審査することが本法または他の法律によつて児童福祉委員会の義務である場合、または委員会の権限に属する措置が必要だと考えられる出来事を、通告（anmälan）その他の方法で関知した場合には、遅滞なく必要な調査がなされなければならない。

調査は、事件の判断に際し重要な事情を全面的に明らかにすることを目的としなければならない。調査は、情況を明らかにするように迅速に実施され、混乱や不都合、あるいは不必要な経費の嵩みが少しでもないように遂行されなければならない。

調査の際に明らかになつた事項で、事件に重要な意味をもつものは、記録に記載されるか、または他の確実な方法で保存されなければならない。

第一五条　事件に関係ある者または重要な情報を提供し得ると思われる者を調査の間に取調べることができる。

取調を受ける者は、児童福祉委員会または委員会によつて特に指名された代理人のもとに出頭するよう呼び出される。

一五歳未満の児童が呼出を受けなければならない場合には、その児童を同伴すべき命令のついた呼出状を、両親またはその児童を保護している者に送達することを要する。

第一六条　調査のため必要な場合には、医師その他の専門家の意見を求めることを要する。

事件が第二五条による介入または第五〇条に規定する禁止に相当する場合、児童福祉委員会またはその議長は、未成年者に関する医師の診断書が用意されるよう指示することができる。この診断書は、特別な理由がない限り、委員会が第二九条により児童に公的保護の措置決定をし、または第五〇条第一項に規定する禁止を宣告する前に利用し得なければならない。

第二項に規定する場合には、指定された医師の診察を受けさせるために、児童を呼び出すことができる。一五歳未満の児童を呼び出さなければならない場合には、第一五条第三項の規定を適用する。

第一七条　第一五条または第一六条に基づく呼出状には最高一〇〇

クローネの過料を定めることができる。

充分な余裕をもつて受け取れるだけの早い時期に呼出状が出されているにも拘わらず、呼出を受けた者が正当な理由を告げずに出頭しない場合、児童福祉委員会またはその議長は、警察官によるその者の同行を指示することができる。同行指示によつてもなおその日に出頭しない場合、児童福祉委員会は、悪質なものについては、呼出状に定めた過料を科すことができる。

本条の規定は、情報提供のため取調を受けるべき者が、その者の居住し、あるいは現在しているコミューン以外の場所に出頭するよう呼出を受けている場合には適用しない。

第一八条　第四章または第七章による事件の調査には家庭訪問を含むことを要する。

問題が第二五条に基づく介入に関するものであり、事件が未成年者の家庭を訪問せずには充分に調査のできないものであれば、児童福祉委員会またはその議長は、必要に応じて、その家庭に立ち入るために警察の援助を求めることができる。

第一九条　児童福祉委員会が事件について決定する前に、事件に関係ある者は、調査の際に明らかになつたことを知らされ、また決定に対して意見を述べる機会を与えられなければならない。但し、意見陳述が明らかに不必要である場合、または事件が急速な処理を要し、意見陳述をまつ余裕のない場合はこの限りでない。

意見を述べる資格のある者が、委員会で口頭の取調を求めた場合には、他に特別な理由のない限り、その者に対する審理を命じなければならない。意見陳述の機会を与えられる者には、右の審理を求める権利が告げられなければならない。

事件に関係ある者は申立をなし、証拠を提出することができる。その者が情報の蒐集または他の調査の実施を要求した場合、その措置が重要であると考えられるときには、その要求を認めなければならない。

問題が一五歳未満の児童に関する場合には、本条の規定は両親にのみ適用される。

第二〇条　児童福祉委員会またはその受任者の取調を受ける際、事件に関係ある者は附添人を依頼できる。

附添人が無思慮もしくは非常識な言動を示しまたはその他の事情で不適当であれば、その附添人を拒否することができる。

事件に関係ある者が一八歳未満の場合、取調の際にその両親を立ち会わせることを要する。但し、それによつて調査に不都合が生じ得る場合はこの限りでない。

第二一条　児童福祉委員会が宣告する決定には、不必要と認められない限り、処分を基礎づける理由を記載しなければならない。

この法律によつて決定に対する不服申立を提起し得る場合には、決定にその旨を記載しなければならない。

第二二条　児童福祉委員会のなした決定で、この法律に従つて不服申立を提起し得るものは、過料の賦課の場合を除き指針として役立つものとする。この場合、右の決定が確定していないことは妨

げとならない。また、調査のための措置決定に関する第三〇条の決定は直ちに指針として役立つものとする。

委員会は、第二九条による公的保護のための措置決定の執行を命じることができる。その場合、この決定が確定していないことは妨げとならない。

第二三条　児童福祉委員会が、本法により不服申立の提起を認められている決定を宣告した場合、その決定はすみやかに書面で関係当事者に送達されなければならない。一五歳未満の児童に関する場合、その決定は、その児童に関する限り、両親に送達することをもつて足りる。

前項に規定する決定は、それを受領すべき者が出席した委員会の審理の際に、その者に面前告知された場合には、書面による送達は省略することができる。この場合、その者は、審理の際に決定を受領したと見なす。但し、要求によつて、委員会は決定の謄本を交付しなければならない。

第二四条　児童福祉委員会が第二九条または第三〇条により、児童を公的保護または調査のために措置決定をした場合、その決定は第二三条に規定する方法により遅滞なく両親に、また児童が一五歳に達している場合には本人にも送達しなければならない。決定を送達される者には、同時に、その執行に同意するか否かを書面で明らかにするよう求めなければならない。

前項の規定によつて決定を受領すべき者がその執行に同意しない場合には、その決定は、州庁に審査請求のため送付されなければならない。右の決定はこの目的のため、事件の全記録を添えて、遅滞なく、決定の日からおそくとも一〇日以内に州庁に送付されなければならない。

第四章　児童福祉委員会の介入等

第二五条　次に掲げる場合に児童福祉委員会は第二六条ないし第二九条による措置をとらなければならない。

(1)　一八歳未満の者が家庭で虐待され、もしくはその肉体的もしくは精神的健康が危険にさらされるような扱いを受けている場合、または、両親やその他の養育者の不適格性もしくは不充分な児童養育能力のために、その児童の成長が危うくされている場合。

(2)　二一歳未満の者が犯罪行為、不道徳な行状、能力に応じて正直に暮らすことを怠つたこと、アルコールもしくは麻薬の耽溺、またはその他これに類する事由に基づいて社会の側からの特別な改善手段を必要とする場合。

第二号に規定する者が犯罪行為で有罪となつた場合、その者が一八歳に達した後は、本法による介入を行なつてはならない。但し、その者の行状が特にこの介入の充分な事由となる場合、または本法により進行中の手続との関係、もしくはその他特別な事由により、かかる介入がその者の改善にとつて最も適切だと見なされる場合を除く。

第二六条　第二五条に規定する事情が存する場合、児童福祉委員会

は以下に掲げる保護措置を単独、または併科してとり、できる限り改善を実現するように努めなければならない。

(1) 忠告及び激励を含む援助措置。

(2) 勧告及び警告。

(3) 未成年者の生活様式に関する指示。

(4) 観察。

この点に関して望ましいとされたこと、または指示されたことを実現するために、児童福祉委員会は相談、検査、処置、訓練などの費用を負担し、また旅費、衣料費、支度金及びその他の費用を負担することができる。

第二七条　未成年者の生活様式に関する指示は、その未成年者、またはその両親もしくはその他の保護者に対して告げることができる。この指示には、児童福祉施設の利用、疾病その他の身体的もしくは精神的欠陥もしくは障害の処置、職業指導、就職斡旋、住所もしくは住居、賃金もしくはその他の収入の使途またはアルコールもしくは麻薬の使用の禁止を対象とすることができる。他の同様な指示も告げることができる。

指示を告げた児童福祉委員会は、必要に応じて指示を変更し、取り消す権限を持つ。指示の取消、変更の権限は、他の児童福祉委員会に、その同意を得た上で、これを移送することができる。

未成年者が二一歳に達したとき、指示は最終的に効力を失う。

第二八条　児童福祉委員会は、観察を命ずる場合、適切な人を観察担当者として指名しなければならない。

観察担当者は、たえず未成年者の成長を見守り、その生活様式に注意し、かつ未成年者の利益になり得ることを促進するよう努めなければならない。

観察事務は、その決定をした児童福祉委員会の監督下におかれる。但し、他の児童福祉委員会が同意すれば、その委員会に監督事務を移送することができる。

観察に関する決定は、別段の通知のない限り効力を有する。但し、少なくとも一年毎に再検討しなければならない。観察は、未成年者が二一歳に達したとき最終的に終了する。

第二九条　保護措置が役に立たないと判断される場合、または保護措置がとられても改善が実現しなかった場合には、未成年者を公的保護のため措置決定しなければならない。

第三〇条　第二五条に基づく介入が求められると同様の理由が存する場合、事件の終局処分が可能になるまで、児童福祉委員会は未成年者に対し調査のための措置決定をすることができる。但し、未成年者の健康や成長に対して危険が現存する場合、未成年者の側に犯罪もしくはその他の有害な行動がある場合、または他の方法では深い調査が極めて困難になり、もしくはそれ以上の措置が妨げられる場合で、それぞれ措置決定が必要と考えられるときに限る。

調査のための措置決定は、最高四週間続けることができる。

この措置に関する決定は、未成年者が逮捕されれば効力を失う。

第三一条　一八歳未満の者が両親の死亡、または遺棄により世話及び躾けを必要とする場合、児童福祉委員会は、その者に対し公的保護のため措置決定しなければならない。但し、他の方法でこの必要が満たされる場合はこの限りでない。

第二五条に規定する場合を除き、一八歳未満の者につき両親が世話することができず、または充分な養育を怠つたとの理由で、特別な保護またはその他の家庭外での世話及び躾けを必要とする場合には、委員会は他の方法でその必要が満たされない限り、両親からの申請または同意に基づいて、その者に対し公的保護のための措置決定をしなければならない。

一五歳に達した者は、特別の理由が生じない限り、本条の規定に基づき自らの同意のみによつて措置決定を受けることができる。

第三二条　公的保護のための措置に関する決定は、それが確定してから六ヵ月以内に執行に着手しない場合には、その効力を失う。

この決定はまた、未成年者が一八歳に達するまでに、第二五条第一項第二号に規定する事件では二一歳に達するまでに、執行に着手しない場合にも効力を失う。

第三三条　未成年者の行動や生活の仕方が公共の秩序もしくは安全に対する危険を示し、かつ、未成年者に対し第二五条に基づく介入の必要な理由が存する場合には、警察署は、児童福祉委員会の決定があるまで、その者を適当な方法で一時保護することができる。

前項により未成年者が一時保護された場合、これに関する報告が遅滞なく児童福祉委員会に提出されなければならない。児童福祉委員会は、未成年者を措置決定するか、あるいは釈放するかについて直ちに決定しなければならない。釈放する場合、委員会の定めるところにより、両親またはその他の保護者が迎えに来るまで、未成年者を拘束しておくことができる。

第一項に規定する危険は存しないが、一八歳未満であると推定される者について第二五条に基づく介入の理由が存する場合であつて、かつ、その者の氏名、または住所が確認されない場合には、この点の調査が完了するまで、その者を警察署、又は右警察署の決定のあるまで警察官がその者を一時保護することができる。警察官が一時保護した場合には、その旨直ちに警察署に通知しなければならない。(1)

第三四条　本章に基づく介入は、第二項の場合を除き、未成年者の居住しているコミューンの児童福祉委員会によつてなされなければならない。介入の問題が生じた後に未成年者がそのコミューンを離れた場合には、そのコミューンの委員会は、他の児童福祉委員会が介入しない限り、事件を継続する義務がある。

母親が収容されている施設で保護されている児童につき、第三一条により公的保護のため措置決定をする必要が生じた場合であつて、右の母親が公的保護のため措置決定されているとき、その措置は、母親を担当している児童福祉委員会がとり、その他のときは、児童が登録されているコミューンの児童福祉委員会、もし

くは児童の年齢上、未登録の場合には児童の出生地のあるコミューンの児童福祉委員会がとらなければならない。

本条に規定する事件は、他の児童福祉委員会にその同意を得た上で、移送することができる。

(1) 一九六五年五月三一日法律第二六一号で新たに追加されている規定。

第五章　措置決定を受けた者の処遇

第三五条　公的保護のために措置決定された者は、良好な世話及び躾けを受け、また、その者の個人的条件及びその他の事情から必要な教育を受けるものとする。

調査のため措置決定された者も、事情の許す限り、介入の理由を考慮した上で、前項に規定されていると同様の処遇を受けるものとする。

本章に規定する措置で児童福祉委員会の権限に属するものは、措置決定をなした委員会が執行しなければならない。但し、別段の定めがある場合はこの限りでない。措置決定を受けた者の担当事務は、他の児童福祉委員会に、その同意を得た上で、移送することができる。

第三六条　措置決定を受けた者は個人の家庭に委託されるか、または適当な施設に送致されなければならない。その者が第二五条第一項第二号に規定する事由で、調査または公的保護のために措置決定された場合には、その者を少年福祉学校(ungdomsvårdsskola)に収容することができる。

保護の形式としては、措置決定を受けた者の年齢、成長度、性格に応じて、最もよくその福祉を増進し、その監督の必要を満たすと考えられるものが選択されなければならない。その者が公的保護のために措置決定されている場合には、個人の家庭での保護を最初に考えることを要する。

第三七条　直ちに執行すべき決定によつて、児童福祉委員会が第二五条第一項第二号に規定する事由により、未成年者を公的保護のためもしくは調査のために措置決定した場合またはかかる措置決定が委員会の議長によつてなされた場合、措置決定を受けた者がその行動もしくは生活の仕方にかんがみ、(1) 公の秩序もしくは安全に対して危険であるとき、警察署は委員会またはその議長の申出に基づき、州庁もしくは委員会が事件について終局決定を宣告するか、または他の送致先が命じられるまで、措置決定を受けた者を適当な方法で一時保護する権限を有する。

前項により一時保護された者を一週間以上拘束してはならない。但し、特別な理由の存する場合には、委員会またはその議長の申出によつて、州庁は最高一週間の期間延長を認めることができる。

第三八条　措置決定を受けた者が、疾病またはその他の肉体的、精神的欠陥もしくは障害で苦しんでいる場合、児童福祉委員会は、その者に必要な保護及び処置を準備するものとする。

第三九条　児童福祉委員会は、措置決定を受けた者の成長に配慮

し、また第三五条に掲げる要件が満たされているか否かに注意しなければならない。必要な場合には、委員会は措置決定を受けた者に、従前と同じ保護形式か、もしくはそれとは異なつた形式の新しい送致先を準備するものとする。個人の家庭での保護を施設での保護に変更することが可能か否かについては、個別的に審査するものとする。

本条の規定は少年福祉学校の生徒には適用されない。

第四〇条　児童福祉委員会は、コミューン内に送致され、または滞在している措置決定を受けた少年で、少年福祉学校の生徒でないものが充分な世話、躾け及び教育を受けていないか、または必要な監督を受けていないことを発見し、しかも他の児童福祉委員会にその者を担当する義務がある場合、遅滞なく、その児童福祉委員会にあてて、右の旨の通知をしなければならない。この通知によつても必要な活動がない場合には、その情況を州庁に通告しなければならない。

措置決定を受けた者を担当している児童福祉委員会の措置を猶予することによつて危険を生ずるおそれがある場合には、その者の現在するコミューンの児童福祉委員会がさしあたりその保護をしなければならない。このために、必要に応じて送致されている家庭、施設、もしくは職場からその者を隔離し、他の送致先を求めることができる。

少年福祉学校の生徒について第一項に規定する事情が生じた場合には、少年福祉学校委員会に遅滞なく通知しなければならない。

第四一条　措置決定を受けた者が少年福祉学校の生徒でない場合、児童福祉委員会は、自ら、もしくは委員会がその保護を委託した者によつて、その者を監督し、または処遇に必要な限度で、その者自身及び個人的な情況について規制する権限を有する。措置決定を受けた者に対しては措置決定の目的に従つて定められた行動の自由の制限を科すことができる。

前項に規定する措置決定を受けた者との面会の権利について、その両親は、委員会がその者の世話及び躾けを行なう上でまた、その他の事情を考慮して合理的であると考えて宣告した規制に従う。第三一条により措置決定された者については、両親は、特別な理由の存しない限り、その者と面会する権利を奪われない。

(1)「その行動もしくは、生活の仕方にかんがみ」(på grund av sitt uppträdande eller levnadssätt)という部分が英訳では脱落している。

第六章　公的保護の終了

第四二条　保護の目的が達成されたと考えられる場合、児童福祉委員会はただちに公的保護の終了を宣告しなければならない。第三一条によつて措置決定された者に関しては、両親が要求した場合、または措置決定を受けた者が一五歳に達した後に本人が要求した場合であつて、他に特別な理由が存しない場合にも、公的保護の終了を宣告しなければならない。

公的保護は、おそくとも措置決定を受けた者が一八歳に達した

ときに終了するものとする。本人が一五歳に達した後に第二九条によつて措置決定された場合には、措置決定は、決定の日より三年後に終了するものとする。

第三一条による公的保護を終了することによつて、第二五条第一項第一号に規定された者に対し危険の生ずるおそれがあると考えられる場合、委員会は第二九条により更に公的保護のための措置決定を継続しなければならない。右の継続措置決定は、第二五条第一項第二号に規定する事情の存する場合にもまた行なうことができる。

第四三条　第二九条に基づく措置決定を受けた者について相当と考えられる場合、児童福祉委員会は、公的保護の条件付終了の決定を宣告することができる。この決定は、公的保護が試験的に終了したことを意味する。公的保護の目的を達成するため必要なときは、決定後いつでも公的保護を再度行なうことができる。

公的保護の条件付終了と同時に、委員会は第二七条に規定する一つもしくはそれ以上の指示を告げ、また観察をも命じることができる。本項に規定する指示または命令の有効期間は、公的保護が最終的に終了するときを越えてはならない。

第四四条　公的保護の最終的終了または条件付終了を決定する際、児童福祉委員会は措置決定を受けた者が満足すべき生活情況に入れるように注意しなければならない。必要に応じて、委員会は、措置決定を受けた者に対し適当な仕事および教育の機会を得させ、また旅行のための支度金及び旅費並びに特別な費用を受け取ることができるように取り計らわなければならない。

第四五条　本章の規定は少年福祉学校の生徒には適用しない。右の者に関する公的保護の終了については第九章に規定する。

第七章　里子保護等

第四六条　本法において、

里子とは、一六歳未満の児童で、両親または児童に対し監護権を有する特別に指名された後見人以外の個人の家庭で世話され、躾けを受ける者をいい、

里親とは、自分の家庭に里子を預かつている者をいい、

里親家庭とは、里子が預けられている家庭をいう。

特別な理由の存するとき、児童福祉委員会は、両親または特に指名された後見人以外の個人の家庭に住んではいるが、里子と呼ぶべきでない一六歳未満の児童を、当分の間、里子と見なす旨の決定をなすことができる。

特別な理由により必要な場合、委員会は第一項または第二項に規定する児童について、本章の定めるところにより、児童が一六歳に達した後もその監督を一定期間継続する旨の決定をなすことができる。但し、その期間は最高三年とする。

第四七条　里子を預かろうとする者は、自分の家庭の存するコミューンの児童福祉委員会の許可を受けなければならない。

児童福祉委員会は、里親希望者のもとで児童がよい世話及び躾けを受け、その他好ましい生活情況を将来得るものと判断した場

合にのみ、右の許可を与えることができる。

第一項の規定は、本法により措置決定され、児童福祉委員会がコミューン内の里親家庭に送致した児童には適用しない。但し、右の送致に際しては、許可の要件に関する第二項の規定を準用するものとする。

第四八条　里親は、児童福祉委員会またはその受任者に対し、児童、児童の世話、躾け及びこれと関係のある情況について、その求めに応じて報告をする義務がある。

里親は、転居する場合、一週間以内にその旨を委員会に報告しなければならない。他のコミューンに転居した場合には、委員会は、転居の通知を受けた後直ちにそのコミューンの児童福祉委員会に通知しなければならない。

里子が死亡するか、またはその他児童福祉委員会の介入以外の事由で、里子たる地位が消滅する場合、里親は、一週間以内にその旨を委員会に報告しなければならない。

第四九条　児童福祉委員会は、里子にそれぞれよい世話、躾け及びその他の好ましい生活情況の享受を確保するために、コミューン内のすべての里親家庭を注意深く監督しなければならない。委員会はまた、児童の素質およびその他の条件にかんがみ、児童が適当な教育を受けられるよう努めなければならない。

委員会は、助言を必要としている里親に対しては、それを与えなければならない。

第五〇条　里親家庭から引き離すことによつて里子が少なからず害

せられる場合には、里親家庭の所在地のあるコミューンの児童福祉委員会は、一定期間もしくは一時的に両親または右児童の監護権を有する者に対し、児童を里親家庭から連れ出すことを禁止できる。

同様の理由で、前項に規定する禁止を要するときでも、必要な調査が完了するに至らない場合、委員会は、事件について最終的処分の可能になるまで右の禁止が効力を有する旨宣告できる。但し、その期間は四週間を越えてはならない。

第五一条　児童福祉の観点から必要な場合には、児童福祉委員会は、コミューン内に家庭のある者に対して、委員会の許可なしに一六歳未満の他人の児童をその家に預かることを禁止できる。但し、一時的に預かる場合はこの限りでない。

前項の規定によつて宣告された禁止は、その適用を受ける者が他のコミューンに転居した場合にも効力を有する。右の禁止を宣告した児童福祉委員会は、転居の事実を知つた後直ちに転居先のコミューンの児童福祉委員会に報告しなければならない。当該児童福祉委員会は、同様な方法で、他のコミューンへの新たな転居に際して、右の報告を引き継がなければならない。

児童福祉委員会は、禁止を撤回することができる。禁止の適用される者が他のコミューンに転居した場合には、右の撤回の宣告は、転居先のコミューンの児童福祉委員会の権限に属する。

第五二条　他のコミューンの里親家庭に委託する旨の措置決定がなされた児童の監督について、児童福祉委員会が充分確実な処置を

なしたと考えられる場合、国王は、一〇年を越えない限度で、第四七条ないし第四九条の規定の適用を当分の間免除する旨認可することができる。なお、措置決定を受けた児童が他のコミューンの里親家庭に委託された後、遅滞なく委員会は委託先のあるコミューンの児童福祉委員会に情況を通知する義務がある。

第五三条　児童福祉委員会は、特別な理由がある場合に、コミューン内の特定の家庭について第四七条ないし第四九条の規定の適用をさしあたり免除する旨の認可をすることができる。この認可は家を特定して行なうものとし、必要な条件をつけることができる。認可に際して、右家庭が里子を預かった場合には遅滞なくその旨委員会に通知すべきことを指示するものとする。

第五四条　私人または団体は、社会庁の許可を受けずに里子に関する仲介業務を行なってはならない。

第八章　児童福祉施設

第五五条　本法において児童福祉施設とは、一八歳未満の児童及び少年の世話及び躾けを目的とする施設である。病院、精神薄弱者、盲者、唖者もしくは肢体不自由者のためのホームまたは中央学校官署(central skolmyndighet)[1]の所轄する学生寄宿舎(elevhem)は含まれない。児童福祉施設に関する本法の規定は、少年福祉学校には適用しない。

児童福祉施設の形態は左の通りである。

(1)　幼児ホーム(spädbarnshem)、母子ホーム(mödrahem)、一時保護所(upptagningshem)、特殊ホーム(specialhem)の如きさまざまの種類の児童ホーム(barnhem)。

(2)　児童を一年以内の限られた期間だけ預かる児童委託保護所(barnkoloni)。

(3)　通常一日以内の限られた時間だけ児童を預かる遊戯学校(lekskola)、一日ホーム(daghem)、または余暇ホーム(fritidshem)の如き児童保育所(barnstuga)。

(4)　学校に付設され、生徒の学校への出席を容易にすることを目的とする寄宿舎(elevhem)。

第五六条　地方議会(landsting)[2]の提案に基づき、国王は、各地方議会に属するコミューン(landstingskommun)[2]ごとに児童ホーム計画を立案するものとする。この計画の中には、さまざまな形態の児童ホーム保護の必要性をその目的に沿って充足するだけの数及び種類の児童ホームが含まれねばならない。計画の変更も国王が定める。

他の者が児童ホームの設立準備をしない限り、地方議会に属するコミューンは、児童ホーム計画に含まれると思われる児童ホームを設立し、運営しなければならない。また、右のコミューンは、他の方法では必要な経費が得られない場合に、右計画に含まれている他に所属する児童ホームの設立および運営の費用をまかなう義務がある。但し、その施設が右コミューン全体に共通して必要であると考えられる場合に限る。

地方議会に属するコミューンに関する本条の規定は、それに属

さない都市に準用するものとする。

第五七条　児童ホームを設立しようとする場合、コミューンまたは地方議会に属するコミューンは、当該ホームおよびその活動に関する計画を国王または国王の定めるところにより社会庁に提出しなければならない。コミューンまたは地方議会に属するコミューン以外の者が児童ホームを設立しようとする場合には、国王の許可または国王の定めるところにより社会庁の許可を求めなければならない。

児童ホーム以外の児童福祉施設が活動を始める場合には、それに関する報告を、社会庁、または国王の定めるところにより権限のある州庁に提出しなければならない。

第一項及び第二項の規定は、児童福祉施設を運営する者が施設を移転もしくは拡張しようとする場合、その機構、職員もしくは活動に関して大規模な変更を加える場合、またはその所有者の交替が行なわれる場合に準用するものとする。

第五八条　社会庁は、各児童福祉施設について、そこに保護できる児童および少年の定員の最高限を指示することができる。

第五九条　児童ホームの所有者、管理人または決定権を委任された者によつて、児童ホームへの入園の同意が与えられる。児童ホームが児童ホーム計画に含まれている場合には、できる限り、入園希望について州庁と協議しなければならない。国王は、この規定の遵守義務の免除を告げることができる。

児童ホームに保護されている者に関する報告は、別に定めるところにより州庁に提出されなければならない。

州庁は特定の児童ホームに入園している者または入園を予定されている者について右児童ホームで保護を受けるべきでない旨命令することができる。

第六〇条　児童福祉委員会は、コミューン内の児童福祉施設を監督しなければならない。

児童福祉施設に適用される規定が無視されていること、または施設、施設の機構、職員、活動もしくはその他の情況について非難するに足る事由の存することを発見した場合、委員会は、州庁に対し遅滞なくその旨通告しなければならない。

第六一条　州内の児童福祉施設に不満足な状態の存することを発見した場合、州庁は、当該施設の管理者または所有者に対して、その不満足な状態を改善するため適切な手段を講じることを命令しなければならない。この命令について、州庁は、社会庁に報告しなければならない。

第六二条　第六一条に規定する命令の効果がないと判断したとき、またはこの命令が告げられても満足すべき改善がこれに伴わなかつたとき、社会庁は、与えた許可を取り消すか、または以後の活動の禁止を宣告する権限を有する。

第六三条　第六〇条、第六一条または第六二条に規定する官署は、必要に応じて児童福祉施設の監督に要する情報を要求することができる。

監督を実行しなければならない者は、施設に立ち入ることがで

きる。また本法に基づいて告げられた諸指示の適用上、重要な情況について調査する権利を有するものとする。正当な理由なく立入を拒否された場合には、警察署の援助を求めることができる。

（1） 文部省（ecklesiastikdepartmentet）に属する学校監督庁（skolöverstyrelse）を意味する。

（2） セリン訳注9によれば四大都市を除き、一定地域内のコミューンから選出された代議員で構成する議会。四大都市では、各々の市議会(stadsfullmäktige) がこれと同じ機能を営む。一つの landsting に属する地域を landstingskommun という。これは、二つの例外を除いて、中央行政区劃の州とその地域的範囲が一致する。

第九章　少年福祉学校

第六四条　国は、公的保護のため措置決定を受け、その生徒として登録された者に世話、躾け及び教育を施こすことを目的とする少年福祉学校を設立し、運営する。

社会庁は、少年福祉学校の中央官庁であり、少年福祉学校への生徒の登録について決定をなす。

少年福祉学校の構成、各種の少年福祉学校またはクラスに生徒を分類する基準並びに少年福祉学校の業務及び内規については、国王が命令する。

第六五条　少年福祉学校は、左に掲げる権限を有する委員会の監督に服する。

(1) 他の措置決定を受けた者に対し、第四一条によつて児童福祉委員会に委ねられていると同様な規制する権利を行使すること。

(2) 第六六条に基づき、保護形式の選択について決定すること。

(3) 生徒の退院について決定すること。

右委員会の下で学校長（skolans rektor）は生徒の保護について決定を下し、その退院について準備する。

第六六条　少年福祉学校に登録されている生徒の保護は校内または校外で行なわれる。

学校内の保護は、生徒をより開放的な保護に移すための前提条件をつくり出すよう準備しなければならない。適当と考える場合には、学校以外の場所で勤労または教育の機会を与えることができる。

学校外の保護は、できる限り早期に行なわなければならない。右の保護のため、生徒を個人の家庭に委託するか、または適当な施設に送致することができる。

第六七条　生徒は次の場合に退院する。

(1) 保護の目的が達成されたと考えられるとき。

(2) 少年福祉学校以外の方法で、よりよく与えることができる世話、躾け及び教育を生徒が必要とするとき。

(3) 確定判決により、生徒が刑務所に収容されたとき。

二一歳に達したとき、生徒は最終的に退院するものとする。また、生徒は一八歳に達した後に公的保護のため措置決定された場合には、措置決定後三年で最終的に退院するものとする。

第六八条　退院の決定により、公的保護は終了する。但し、第四二条第二項の規定に抵触しない場合には、右決定の中で公的保護を存続する旨命ずることができる。

公的保護を存続する旨の命令の宣告がなかつた場合、少年福祉学校委員会（skolans styrelse）は、退院に際して生徒が満足すべき状態に入るよう注意しなければならない。右委員会は、必要に応じて、生徒が適当な職業および教育の機会を得、かつ支度金、旅費および特別な費用を得られるように取り計らうことを要する。

第六九条　少年福祉学校に登録されている者が退院前に犯罪を行なつた嫌疑を受け、かつ右犯罪に公訴の提起がなされうる場合には、検察官（statsåklagare）は、少年福祉学校委員会を取調べた後に、公訴提起の要否を決定する権限を有する。

第七〇条　裁判所またはその他の官署が少年福祉学校の生徒の出頭を求めた場合、学校長は、そのための手配をしなければならない。

学校長は、出頭が保護の目的にかんがみ、明らかに不適当であるか、または出頭に対する他の障害があると認めるならば、直ちにその旨を当該官署に通知しなければならない。

第一〇章　一定の保護経費の補償を求めるコミューンの権利

第七一条　社会的扶助に関する法律（lag om socialhjälp）[1]第一二条による社会的扶助に対して、国または他のコミューンに補償を求めることのできるコミューンの権利に関する同法第二二条ないし第二四条の規定は、公的保護のため措置決定されたものにつき生じた費用の補償を求めるコミューンの権利について準用するものとする。

右の補償に関しては、社会的扶助に関する法律第二五条ないし第二九条および第三一条ないし第三二条の規定を可能な限り類推して適用するものとする。

第七二条　公的保護の措置決定がなされた場合、コミューンは保護費用として、扶養料及びその者に属し、かつ保護期間中に生じたその他の定期的に支払われる扶助料を受け取ることができる。またコミューンは右の費用の補償を、措置決定の際に未成年者に属するか、または措置決定の継続中に未成年者に帰属するに至つた財産より、受け取る権利を有する。

公的保護のために措置決定され、かつ一六歳に達していない者に対して、コミューンの負担した費用については、両親がその補償の責任を負う。補償責任の範囲および除外例については、社会的扶助に関する法律第三六条第二項、第三項及び第四項並びに第三八条の規定を準用するものとする。

児童福祉委員会は、本条の補償責任を猶予することができる。徴収可能な最高補償額については、国王が定める。

第七三条　コミューンが第七二条によつて補償を求める意向をもち、かつその支払が自発的になされない場合、右コミューンは、相手方が民事訴訟事件（tvistemål）で応訴すべき裁判所の所在地た

る州の州庁に補償に関する訴えを提起することができる。この訴えに関しては、社会的扶助に関する法律第三九条[2]の規定を可能な限り適用するものとする。

第七四条　第七二条第二項に規定する補償については、他に事情の存しない限り、措置決定の継続する間適当な時期に納付金としてそれを支払うべき旨定めることを要する。

納付義務は、証人二人の証明する書面による合意によつて設定することができる。合意に達しなかつた場合には、コミューンの申立に基づき、州庁が納付義務を定める。この申立については、社会的扶助に関する法律第三九条の規定を可能な限り適用するものとする。

州庁は、以前になされた合意または宣告された決定に妨げられることなく、コミューンまたは補償責任のある者の要求に基づき、本条に関する問題を再審査することができる。

(1)　一九五六年一月四日公布。コミューンの社会扶助委員会（socialnämnd）の職務、構成等を規定する。その職務は、老齢、疾病、不具、肉体的、精神的障害のため、自らの労働では生活できない者（未成年者もこれに属する）を援助することである。この法律には、老人ホーム、扶養義務懈怠者に対する措置等が規定され、併せて、この種社会的救助に関する事件の手続も規定されている。

(2)　英訳では第四九条となつているが誤りである。

第一一章　審査請求事件に関する州庁での手続

第七五条　審査請求事件に関する州庁での手続については、第一四条ないし第一六条、第一七条第一項及び第二項並びに第一九条ないし第二一条の規定に可能な限り準拠するものとする。

児童福祉委員会の代表者には、州庁での審理に出席する機会を与えなければならない。

審査請求された決定がその確定とは関係なく指針として用いられる場合には、州庁は、事件の最終的処理以前に右決定を執行することができるか否かについて、遅滞なく審査する義務を有する。

第七六条　州庁がある者を証人として取調べる必要を認めたとき、または情報による取調を受けるべきものが遠隔地に住んでいるため当該州庁で取調べることは不合理であり、かつ費用もかかるときには、右の州庁は上述の事情に関する審理を、時間的にも場所的にも会議を開くのに適当と考えられる地方裁判所（underrätt）[1]で行なうべき旨命ずることができる。裁判所は、州庁の申出に基づき、取調べるべき者を呼び出し、また児童福祉委員会及び州庁が審理に出席する資格を与える必要ありと考えた者に通知するものとする。

裁判所は、適当と認めるときには、審理を非公開で開く旨命ずることができる。

第七七条　情報に基づき取調を受け、または証人として取調を受けるべき旨の州庁の命令によつて、州庁または裁判所に出頭した者に対する費用の補償については、証人に対する公費による補償に

関する規定を準用するものとする。但し、右の補償は、常に国庫よりなすもののみに止めなければならない。

本条に規定する補償については、州庁が決定する。第七六条により取調を受けた者の補償は、裁判所がこれを定める。

第七八条　審査請求事件を最終的に処理する以前に、州庁は、調査の結果にかんがみ児童福祉委員会の意見を求めなければならない。

第七九条　州庁が審査請求された決定を承認できないものと思料し、しかもその決定によつて、ある者が公的保護のため措置決定されている場合、州庁は、それにかえて一個もしくはそれ以上の保護措置を命じるか、または右措置の命令を児童福祉委員会に委任することができる。

(1)　第一審通常裁判所。都市では、rådhusrätt を指し、地方では、härdsrätt を指す。

第一二章　異議の申立

第八〇条　児童福祉委員会の決定に対して、決定に利害関係を有する者は、次の各場合に州庁に対しその変更を求めることができる。

(1)　委員会が定められた過料を科したとき。

(2)　委員会が個人の依頼した附添人を拒否したとき。

(3)　委員会が第二六条に基づき未成年者の生活様式に関する指示を告げ、または観察を命じたとき。

(4)　委員会が同条に基づき決定した指示または観察の変更または取消に関する申出を拒否したとき。

(5)　委員会が第三一条に基づく公的保護に関する事件について決定したとき。

(6)　委員会が第四一条第二項に基づき、措置決定されている者との面会の規制に関する規定を告げたとき。

(7)　委員会が公的保護の終了に関連する事件について決定したとき。または公的保護の条件付終了の後にそれを再執行する旨決定したとき。

(8)　委員会が第四六条第二項または第三項に規定する決定を宣告したとき。

(9)　委員会が里子を預かる許可の申請を拒否したとき。

(10)　委員会が第五〇条または第五一条に規定する禁止に関連する事件について決定したとき。

変更は異議の申立によつて求められる。異議の申立は州庁に提起しなければならない。

州庁は終局決定のなされるまでの間、異議申立のあつた決定で、その確定とは無関係に指針として用いられるべきものの執行を禁止または停止することができる。

第八一条　少年福祉学校からの退院に関する件について少年福祉学校委員会のなした決定については、右決定に利害関係のある者は、異議の申立によつて州庁にその変更を求めることができる。この異議の申立は州庁に提起しなければならない。

その他の場合の少年福祉学校委員会の決定に対する不服申立については別に規定する。

第八二条　本法に規定する事件または訴訟事件について州庁の宣告した決定または裁決を、州庁は、遅滞なくそれと関係のある個人及びコミューンに送達しなければならない。

第八三条　措置決定を受けた者のために費されたコミューンの費用を補償すべき、コミューン、国もしくは個人の責任、または措置決定をされた児童の保護に対する個人の納付金に関する事件もしくは訴訟事件における州庁の終局的な決定または裁決については、行政裁判所（kammarrätt）[1]に異議申立を提起することができる。但し、利子または訴訟費用にのみ関する申立は、これを提起することができない。

補償に関する訴訟事件がコミューンから二個以上の州庁に提起され、かつ主要な事項について最後に宣告された裁決に対して異議の申立が提起された場合には、それと結合して、右訴訟事件について先に宣告された決定または裁決に対しても異議の申立を提起できる。この決定または裁決は、右事項が全体として審査されることを妨げるものではない。

第八四条　第八三条に掲げる場合を除き、本法の適用に関する問題について州庁のなした決定においては、国王[2]に対し、異議の申立によつて、その変更を求めることができる。

第四章ないし第九章に掲げる事件における州庁の決定は、上訴の提起に関係なく指針として用いられる。

第八五条　州庁の決定または裁決に対する異議の申立は、当該州庁に提起するものとする。

州庁は、その事由が明白に認められない場合を除き、異議の申立に関する説明を遅滞なく求めなければならない。そして必要な調査資料をなお蒐集した後、訴訟事件に関する全資料に自己の意見を加えて、行政裁判所、または異議の申立が国王によつて審査されるべき場合には、社会省に送付しなければならない。

第八六条　行政裁判所の裁判の送達については、第八二条の規定を準用するものとする。行政裁判所の裁判に対しては上訴を提起できない。

第八七条　社会庁の決定については、国王[2]に対し、異議の申立によつてその変更を求めることができる。右の異議の申立は、社会省に提起しなければならない。

第五八条、第六二条、または第六四条により社会庁が宣告した決定は、上訴の提起に関係なく指針として用いられる。[3]

(1)　租税事件、社会事件等の行政事件に裁判権を有する中央行政裁判所である。行政裁判所は、終審裁判所であることもあり、場合によつて、その判決に対し、更に最高行政裁判所（regeringsrätt）に上告することができる。

(2)　この場合、国王とは、最高行政裁判所を意味する（Child Welfare Act of Sweden, p. 26, note 10, 11）。

(3)　一九六五年五月三一日法律第二六一号により一部改正された規定。

第一三章　罰則及び特別指示

第八八条　里親が第四八条第二項もしくは第三項の報告義務の履行を怠つたとき、またはコミューンもしくは地方議会に属するコミューン以外の者が第五七条第二項もしくは第三項に規定する報告義務の履行を怠つたときは、日数罰金（tagsböter）を科す。

次の者には六月以下の禁錮（fängelse）または日数罰金を科す。

(1)　第四七条により必要とされる許可なしに里子を自分の家に預かつた者。

(2)　第五〇条または第五一条により宣告された禁止に違反した者。

(3)　第五四条により必要とされる許可なしに、里子に関する仲介業務を行なつた者。

(4)　第五七条により必要とされる許可なしに、児童ホームを運営し、または児童ホームに関し同条第三項に規定する措置をとつた者。

(5)　第六二条により宣告された禁止に違反して児童福祉施設での活動を継続した者。

第八九条　次の者には、その行為に対しより重い刑罰の定めがない限り、六月以下の禁錮または日数罰金を科す。

(1)　未成年者をつれ出したり、もしくは隠匿することによつて、または未成年者の逃亡を助け、もしくは虚偽の情報を提供することによつて、第四章または第七章に規定する事件の調査を妨げまたは困難にした者。

(2)　同様な手段で、第四章に規定する決定の執行を妨げ、もしくは困難にし、措置決定された者の処遇に干渉し、措置決定を受けた者の委託されている家庭もしくは施設でその者の保護を妨害するのを助け、または執行の一時停止の後に措置の再執行を妨げた者。

前項の規定は、児童ホームに収容され、または少年福祉学校で保護されている措置決定を受けた者にアルコール飲料を提供し、もしくは措置決定を受けた者が同種の飲料を入手するのをたすけた場合、または措置決定を受けた者を性的交渉に誘惑した場合にも適用するものとする。

第九〇条　児童福祉委員会または少年福祉学校委員会もしくはその校長の宣告した措置決定を受けた者との面会の禁止に違反した者には、日数罰金を科す。但し、他の法律によつて、当該行為が重く処罰される場合はこの限りでない。

第九一条　社会的児童保護に従事している者またはかつて従事したことのある者は、職務上知り得た個人の私的な情況を正当な権限なしに公表してはならない。これに違反した者には、日数罰金または六月以下の禁錮を科す。

係属中の事件及び訴訟事件の全記録は、権限のない者の手の届かぬよう保管しなければならない。

第九二条　第八八条、第八九条または第九〇条によつて刑罰を科せられる行為は、権限ある児童福祉委員会もしくは少年福祉学校委

員会またはその監督官庁より起訴を求める通告のない限り、検察官は、それを起訴することはできない。

第九一条第一項に規定する犯罪については、検察官は、被害者の告訴をまつてはじめて起訴することができる。

第九三条　児童福祉に関する業務を行なう官署および右官署の公務員は、その職務執行中にその性質上当然に委員会の介入を要する事項を知つたときには、その旨遅滞なく児童福祉委員会に通告しなければならない。公務に従事していない医師、教師及び助産婦についてもまた同じである。

第九四条　児童福祉委員会もしくはその議長または委員会の権限付与決定を経た場合には、委員会の他の委員もしくはコミューンの事務に従事する公務員の要請に基づき、警察署は、第二五条の事件において調査の対象となつている未成年者の捜索、措置決定の執行、委託先である家庭または施設から逃走した措置決定を受けた者の捜索及び連れ戻し、ならびに措置決定を受けた者のその他の身柄の移動を援助しなければならない。

右の援助は、逃走した生徒の捜索及び連れ戻し、ならびに生徒のその他の身柄の移動に関し、少年福祉学校委員会または校長に対しても提供するものとする。

第九五条　本法による呼出、決定またはその他の宣告の送達は、郵便によつて行なうものとする。但し、権限ある官署が他の方法によつて送達する必要があると認める場合は、この限りでない。郵便による送達を行なわない場合には、送達の援助を警察署に求めることができる。

その他送達に関しては、裁判所手続法（rättegångsbalk）[1]第三三章第六条、第七条、第一四条、第二三条及び第二五条の規定を可能な限り適用するものとする。

第九六条　警察署の提供する援助及び補助は無償とする。

第九七条　本法における両親に関する規定は、養子の問題については養親に、また、もし配偶者の一方が他の配偶者の子を養子にした場合には、その両者に適用される。

未成年者の監護権が両親または特に指名された後見人のいずれか一人にのみ帰属する場合には、第三章、第四章及び第六章に定められた両親に関する規定は、監護権を有する者に適用される。

第九八条　国王は、児童福祉の観点に従い、王国の臣民の取扱及びその際に生じた費用の支弁について、外国と協定を結ぶことができる。

第九九条　本法適用に関するその他の命令は、国王が定める。

(1)　一九四二年七月一八日公布。裁判所構成法、民事訴訟法、刑事訴訟法をまとめて規定している。

第一四章　放任によつて悪化させたことに対する措置[1]

第一〇〇条　以下に掲げる者は、児童福祉委員会の命令によつて、自分の能力に応じて社会的扶助に関する法律に規定する労働ホーム（arbetshem）での労役に服する義務を負う。

(1) 悪意、放任、怠慢または無関心により一六歳未満の児童に対する自己の責任を怠り、その結果、右児童に対し公的保護をせざるを得なくした者、または、そのために科せられた補償責任の履行を回避した者もまた同じである。

(2) 確定判決または証人二人のもとで作成された書面による合意によって、法律上の扶養義務の履行として、一六歳未満の自分の子供に対する扶養料を支払う義務があるにもかかわらず、怠慢または無関心から、この義務の履行を怠り、よって法律上児童に与えられる養育及び教育の悪化を招き、右放任に対する特別な措置が扶養義務を強制的に履行させるために必要だと考えるに至らしめた者。

労働ホームでの労働に従事させる命令は、二一歳未満の者にこれを宣告することはできない。

労働ホームに収容された者が能力に応じて児童に対する自分の責任を履行しなければならないということを納得したとみられる充分な事由が生じるまで、その者を労働ホームに留置することができる。但し、継続して一年以上留置してはならない。

社会的扶助に関する法律第四二条、第四三条、第四八条ないし第五一条、第五五条ないし第五七条、第六一条及び第六二条の規定を、命令の送達、援助、警告、強制労働及び異議申立について準用するものとする。

（1） 一九六四年四月三日法律第六七号で本章の全文が削除された。